

## 別紙2 知的財産権及び応募作品の取扱等

まちとくらのトライアルコンペへの参加に当たっては、以下の事項をあらかじめご理解いただいた上で、応募してください。

(著作権等の帰属等)

1. 応募作品の著作権・意匠権等（以下「著作権等」という。）の知的財産権は、応募者に帰属します。したがって、応募者が応募作品について著作権等に関する権利の取得、又は然るべき保護を必要とするときは、自らの責任でその手続きを行うものとし、応募作品についての権利の登録状況、使用実績・第三者への利用許諾の有無及び内容を応募時に明記してください（著作物等の引用等）。
2. 応募者以外の者（以下「他者」という。）が著作権等を有している著作物等を応募作品の中で引用し、本コンペに応募し、第4～6項に基づきUR都市機構が当該応募作品を使用することにより、他者との間で著作権侵害等のトラブルが発生した場合の責任は、全て応募者が負うこととします。したがって、他者が著作権・意匠権等を有する著作物等を応募作品中に引用する場合、必要に応じて、著作権等の利用許諾、対価の支払、著作者人格権の不行使の同意等の然るべき手続きを、応募者自身で行ってください。
3. 応募者は、著作権等のうち著作権に関して、著作物となる応募作品の第4～6項に基づくUR都市機構による使用等に対し、著作者人格権の行使をしないものとし、応募作品中に引用された著作物の著作者である他者に著作者人格権の行使をさせないものとし（著作者人格権の不行使）。
4. 応募者には、応募作品の全て、又は一部をUR都市機構によるまちづくりの検討のため、無償で使用することを許諾していただきます。また、提案内容を含め応募作品の内容を一部改変して無償で使用することも許諾していただきます。使用にあたっては、UR都市機構が、広報活動等で使用する場合、種々の媒体を通して無償で応募作品を使用することを許諾していただきます。
5. 応募作品は、展示や作品集の発行等の方法により、公開（電子メディアによる公開も含みま
- す）することを予定しています。
6. 前2項の場合の他、UR都市機構が、応募作品を審査、記録等のために複製することを許諾していただきます（同意事項）。

応募者(グループ等での応募の場合はグループ等の構成員全員)は、このコンペに応募することによって、ここに記した事項に同意したものとみなします。